

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○江藤委員長 次に、寺田学君。

○寺田（学）委員 立憲民主党の寺田です。

まずは、このような質疑の機会を与えていただき
ました委員長を含め、理事、委員の皆さんに感
謝申し上げます。

秋田の方は約一か月前、二十四日前になります
が、本当に未曾有の降水がありまして、様々な被
害が出ました。

私の住んでいる秋田市は、数千軒にも上る住宅
被害、浸水被害がありました。内水氾濫もありま
したし、河川氾濫が合わさりました。県北部、南
部においては、土木だったり農業であったり、様
々な被害が出ております。

まさしく、さきの委員の方々から激甚災害指定
の話がありましたので、そこは、与野党の国会議
員共々、強く政府には要望しているところであり
ますので、その点ではない、生活者支援、被災さ
れた方の生活者支援に絞って質疑をしたいと思
いますし、大臣の御判断であったり、国会としての
判断によって変えられるところ、救えるところ、

たくさんあると思いますので、是非とも二十分間、
皆さんおつき合いいただけたらと思います。

被災から二十数日たちました。

今もなお、床上浸水、床下浸水を受けて変わり
果てた家の中で、エアコンもなく、強い異臭を放
つ中でやむなく暮らしている方々はたくさんいら
っしゃいますし、もうそのようなところには住め
ないということ、借家を借りたり、誰かの家に
間借りをして、何とか今、命からがら生活してい
る方々が今もなおたくさんいるという前提に立っ
た上で、運用の改正をお願いしたいというのが今
回の趣旨です。

まず現行の制度ですけれども、支援自体が不十
分であることは論をまたないと思います。

床上浸水された方、直接聞きましたけれども、
一般的な住宅で床上浸水したときに大体どれぐら
い皆さん、被害、かかるか、御存じですか。様々
あると思いますが、私が聞いて驚いたのが、一回
床上浸水しただけで一千万を超えるそうです。

後ほど時間があつたらお話ししたいんですが、
五センチ床上浸水しようとも、一メートルしよ
うとも、基本的に内側の壁は壊さなきゃいけないし、
内側の断熱材は全部取っ替えなきゃいけないです。
当然ながら、床下を全て、畳だろうが何だろうが
クリーンアップして、相当乾かしてようやく原状
に回復できるかどうかぎりぎりのところだとい
うような深刻な被害です。

支援が不十分だということは当然のことながら、
私が申し上げたいのは、今ある生活者支援の仕組
み及び運用、国が定めた運用ですけれども、それ

が被災者の立場に全く立っていないくて、救済を遅
らせる原因になっているということを私は申し上げ
たいと思っています。

今、災害から、今日で二十五日目です、秋田の
場合。約三週間を過ぎましたけれども、罹災証明
ようやく昨日から始めています。

災害に詳しい方は御存じと思いますが、罹災証
明が出るか出ないかで、まず救済の一步が始まり
ます。

私が調べている限りで、罹災証明、もちろん、
自治体が出す被害証明もありますけれども、それ
によってようやく受けられるのが被災者生活再建
支援金、今回、五城目町と秋田市が適用になりま
すが、数百万円です。義援金、皆さんから集めて
いただいた義援金、住宅リフォーム支援事業、見
舞金もそうです。国の賃貸型、応急と言っていま
すけれども、応急住宅制度も罹災証明がなければ
できません。住宅の応急修理も、罹災証明が発行
されていなければできません。税と公共料金の減
免や猶予も同じです。災害住宅の住宅融資や給付
も同じです。

まずは、被害の状況を把握して罹災証明を自治
体が発行するところから、被災者、生活者の支援
は始まるんです。しかし、二十四日たって初めて、
昨日、秋田市がようやく床上浸水の方々に対する
発行を始めたと言っています。

秋田市の災害の状況を申し上げますが、今日、
皆さんにお手元の一枚目、一週間前の記事ですが、
それよりもより詳細に申し上げますと、住宅浸水、
今回、河川氾濫と内水氾濫が合わさりましたので、

住宅浸水調査をしなければならぬと言っているのが二万軒です。

二万軒をこの三週間の中で歩き回って、ようやく被害がないと認定できたのが約一万軒。残り一万軒のうち、被害が確実にあると判断できたのが四千五百軒。まだ被害はありと見越すけれども未確定なのが五千五百軒。被害が確実にあると決まった四千五百軒のうち、床上浸水が三千軒です。床上浸水が千六百軒。罹災証明、調査をしてほしいということを申請しているのが二千百軒あります。まだ調べられていません。

これから六十人体制で一日八十軒回るんですけども、単純計算で約六十四日かかります。

結果として、被災者の方が災害を受けてから三か月たつて罹災証明を受けて、さつき申し上げた見舞金やら支援金やら融資やら何やら、応急住宅制度やら様々を受けられる、こういう仕組みになっているということ自体を十分把握しなければいけないと思います。

今回、秋田市ですが、今日御参集の委員の皆さんにも、いつ何どきどのような住宅被害、浸水被害が起こるか分かりません。起こってから罹災証明だ、半壊だ、全壊だというんですけれども、三か月かかるということなんです。

なぜそうなるのかということを申し上げたいんですけれども、今日お手元にお配りした資料、一枚目は新聞記事ですが、裏側を見ていただきたいんです。被害認定調査、罹災証明書の発行の法的根拠とそのプロセスです。下段の方に被災から支援措置の活用までの流れがあるんですが、まず一

番左が、発災直後から被災者の方がしなければいけないことです。被災者から市町村への申請をしなければいけません。皆さん、想像してほしいんです、家が床上浸水で泥まみれになって、途方に暮れて、何とか泥をかき出しているときに、市町村へ申請するいとまなんてあります。時間的にも、物理的にも、精神的にもないですよ。

一点、まず政府参考人に聞きたいんですが、上に法的根拠がありますが、私は、今回、秋田市のようないくつかの浸水被害があったら、申請なしに市役所が、浸水エリアは分かっているわけですから、能動的に、申請がなくても出せばいいんですよ、調査して。これは法的な整理を聞きますが、罹災証明書、申請がなくても罹災証明書を自治体が発行することは妨げていないですよ、法的に。いかがですか。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

災害対策基本法第九十条の二第一項では、市町村長は、被災者から申請があったときは、罹災証明書を交付しなければならないと規定されております。罹災証明書の交付は、被災者からの申請を前提としているものと認識しております。

議員御指摘のとおり、罹災証明書の交付申請に際しては、被災者の負担の軽減にできる限り配慮することが重要であります。このため、内閣府では、例えば高齢であるとか、遠隔地に避難しているなど、被災者本人が申請できない場合を想定し、代理人による申請を可能とするよう関係団体に周知しているところでございます。

各自治体においても、例えば令和五年の石川県

能登地方を震源とする地震への対応に際し……（寺田（学）委員「時間がないので、いいですよ」と呼ぶ）はい。石川県珠洲市では、看護師、保健師等が高齢者世帯を訪問する際、必要に応じて代理申請を行うなど、被災者の負担の軽減に配慮した取組が進められているものと承知をしております。

○寺田（学）委員 答えていません。ちゃんと、理事の方々もちよつと是非お力をかけてほしいんです。代理で申請することができるといいう言い方をしているんですが、私が聞いているのはそんなことじゃないです。申請がなくても自治体が能動的に発行していいですかと聞いているんです。それを法的には妨げていないですよと聞いているんです。イエス・オア・ノーですよ。答えてください。

○高橋政府参考人 お答えをいたします。

委員御指摘の、申請によらず罹災証明書を交付するということについて、これは禁ずる法律上の規定はないと認識しておりますけれども、仮にそのように運用しようとする場合には、罹災証明書の交付を要する程度の住家被害が生じ、かつ、自ら交付申請できない状況にある被災者を、応急対応に追われる自治体側が網羅的に捕捉できるかといった課題とか、また、申請を受け付けた順に罹災証明書の交付を行っている自治体において、申請がない場合に、より早期の支援を必要とする被災者をどう見分けていくかといった課題があるというふうに考えております。

○寺田（学）委員 できるでいいんですよ。も

うそこをはつきり言ってくださいよ。自治体は萎縮するんですよ、国から後で何か言われるかと思っただけです。できるんですよ。

○高橋政府参考人 お答えをいたします。

罹災証明書を申請によらず交付することを禁ずる法律上の規定はないというふう認識しております。

○寺田（学）委員 国が制度を定めて、それを厳格に運用するということが、私は行政官としては大事だと思うんですが、先ほど申し上げたとおり、秋田市、これだけ被害が出て、二十四日目に罹災証明書の、床下浸水ですよ、床下浸水も非常に大変なんです、より程度の軽いところしか出ていないんですよ。本当が一番支援が必要なたちは、床上浸水ですよ。もちろん床下も大事ですよ。床上浸水の人ほど困っていますから。だから、様々な制度を厳格に運用することが、被災者にとって、どんどん支援が遠ざかっていく、時間が遅れていくという状態にあることを認識してほしいんです。

この申請、別に申請自体を否定はしませんよ。申請がなくても自治体が発行できるようにすれば、私は、裁量を持った首長さえいれば、どんどんどんどん被災者の立場に立ってやれると思います、それを妨げないのであれば、妨げないような答弁だったので、それでいいと思いますけれども。

じゃ、申請書がどうなっているかということをおお手元に出したので、是非、皆さん見てください。二枚目です。一番ひどい例と、一番調べる限り簡便な例を出しました。

一番上が山口市で、私が知る限り一番ひどいです。被災して、床上浸水して、泥まみれで、大変な苦勞の中でこれを書かせるんですよ。日時や住所や名前はいいですよ。その後、写真を添付しろと言っているんですよ。写真が添付できなかったら町内会長の了承を取れと言っているんですよ。町内会長だつて被災者の可能性は十分にありますよ。こんな様式がまだあるわけです。

一枚裏をめくってみてください。和歌山県の海南市です。証明願、めっちゃシンプルじゃないですか。これでいいわけですよ、もし申請が必要であれば。被災した人たち、泥まみれになって、臭い中で、何とか命からがら生きて、もう心も体もへとへとになっている人に何か申請がもし必要だとすれば、この程度で十分だと思えます。

一応、レクの中で、今年のさきの頃に簡便なフォーマットを一応自治体に対して御参考まで送ったという話ですが、それでもやはり秋田市は山口市に近いような感じですよ。自治体だつて追いついていないんですよ。

これは、罹災証明自体は国でフォーマット化しているんですよ。これにしないんですよ。だったら、この海南市をモデルに、これにしないよと通達すればいいですよ、自治体として負荷が増えるわけじゃないんですよ。

罹災証明を、申請を求めない場合においてはこのフォーマットを基本的に使うようにと通達を出してください。参考人、いかがですか。○高橋政府参考人 近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災

証明書の様式が異なると迅速な交付に支障が生じるとの指摘があったことから、内閣府では、令和二年三月に、罹災証明書の統一様式を各自治体にお示ししたところです。

一方で、議員御指摘の、罹災証明書の申請書でございませぬけれども、自治体によっては、迅速な被害認定調査のため、被災住家の写真や位置図の添付を求める事例もあるものと私どもも承知をしております。

今後、御指摘も踏まえて、申請書の統一化について、自治体の意見も踏まえ、対応を検討していきたいと考えております。

なお、今、罹災証明書を含むいろいろな被災者の支援システムを電子で効率的にやっていくというふうなクラウド型被災者支援システムというものの導入を進めているところでございますけれども、この中には、内閣府が定めた申請様式を準備しておりますので、全国において統一的な運用を促しているところでございます。

○寺田（学）委員 最後、お話しになった御立派な仕組みもいいですが、もうそれこそ今だつて、今日、明日にでも住宅被害が出るわけですよ、その可能性はあるわけですよ。だとしたら、自治体の意見を聞いていていってまががあったら、この一番簡便なものをモデルに、これを使ってくださいと通達すればいいだけですよ。それによって困る自治体はないですよ。もし困るとしたら、国が事細かく様々なことを後々求めてくるんじゃないかという恐怖感だけです。

もっと国が被災者の立場に立って、一日でも早

それで、被害の罹災証明が大変遅れているということは、正直な話、今まで余りありませんでした。しかし、現実には、今回なぜ交付がより迅速にできていないかということも国の方でもしっかりと検証する必要があると思います。

寺田委員の国の方が厳しく細かくというのは、国の方が罹災証明書そのものは簡単なものだと思います。ただ、そういう申請を自治体によって変えている、それをできる限り簡素化するということは、おっしゃるとおり、またしっかりと検討しなければならぬというふうに思っております。

海南市の例が出ましたけれども、石田元総務大臣の地元ということであるのか、大変コンパクトで簡素でということでお褒めの言葉がありましたけれども、そういったことは検討してまいりたいと思っております。

○寺田（学）委員 時間になりましたけれども、検討している間にも、被災者はずっと、変わり果てた家の中で、エアコンもなく、子供を抱きながら我慢して住んでいるんですよ。あなたの検討しているその間も、ずっとそうなっているんですよ。これからも、今、台風が来ていますけれども、委員長御地元を含めて本当に深刻な危機が迫っていますよ。大臣が検討している間に、そういう被害に遭った人も、これから遭う人もそういう状況に置かれるということも十分理解した上で、早急な判断をしてください。

以上で終わります。

○谷国務大臣 いずれにしても、できる限り早くするために、いろいろ我々としても検討を進めて

まいりたいと思えます。

私自身も、地元で万を超える浸水被害にも遭いました。それで、そのときは罹災証明の問題はほとんど聞きませんでしたけれども、今回、なぜこういう事態になったのかということも十分勉強し、検討し、委員が言われるように、とにかく早く罹災証明を出さなければ、その後の様々な手続ができないことも委員御指摘のとおりです。しっかりと我々も頑張つてまいりたいと思えます。

○寺田（学）委員 委員長、済みません、ありがとうございます。

罹災証明に対する不満を聞いたことがないというのはいかがですか。聞こえていないだけです。

何万軒にも及ぶ被害と一軒の被害も、その人にとってみれば同じなんです。何万軒だから別に許されるとか、一軒だから別に早くしなきゃいけない、そういうことじゃない。どんな被災者であったって、少なくとも一週間から十日ぐらいで、判断できる範囲で判断して罹災証明を出すべきだと私は思っています。

委員長を含めて、力をかしてください。よろしくお願いします。終わります。